

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

なお当該入札公告は、当院ホームページ上にも掲載する。

令和6年7月19日

日野病院組合

管理者 塔田 淳一

記

1. 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

温冷配膳車 1台

(2) 調達物品の仕様等

別紙温冷配膳車仕様書のとおり

(3) 納入期限

令和6年10月31日(木)

(4) 納入場所

鳥取県日野郡日野町野田332

日野病院組合 日野病院

(5) 入札方法

入札者は、調達物品の本体のほか、運送費、保険料、関税、据付工事費、稼動させるための設備改修費及び仕様書等に規定するもの等納入に要する一切の諸経費を含め金額を見積るものとする。また入札者は、消費税に課税事業者であるか、非課税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 次のア～カのいずれかに該当があった後2年間を経過しない者、これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。

ア. 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたもの。

イ. 公正な競争の執行を妨げたもの又は、公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者。

- ウ. 入札者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げた者。
 - エ. 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。
 - オ. 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。
 - カ. 上記のア～オのいずれかに該当する事実があった者を、契約の履行に当り、代理人、支配人その他の使用人として使用した者。
- (3) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを求めるに応じて速やかに提供できる者であること。
- (4) 入札の日において、国または地方公共団体から指名停止の措置を受けていない者であること。

3. 入札説明書、仕様書等の交付場所等

- (1) 入札説明書、仕様書等の交付場所及び問い合わせ先
〒689-4504 鳥取県日野郡日野町野田332
日野病院組合 日野病院 総務課 矢田貝
電話：0859-72-0351 FAX：0859-72-0089
又は、日野病院ホームページから入手
- (2) 入札説明書の交付期間
令和6年7月19日（金）～令和6年7月29日（月）午前8時
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
令和6年7月29日（月）午前10時
日野病院 第2会議室
- (4) 郵便等による入札
不可とする。

4. 落札者の決定

本入札説明書に従い入札書を提出したものであって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

5. その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除する。
- (3) 契約書作成の要否
要
- (4) 詳細は入札説明書による。

入札説明書

この入札説明書は、本件公告にさだめるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

(1) 概要

本調達は、日野病院組合日野病院に調達物品を導入する。

(2) 調達物品の名称及び数量

温冷配膳車 1台

(3) 調達物品の仕様等

別紙温冷配膳車仕様書のとおり

(4) 納入期限

令和6年10月31日（木）

(5) 納入場所

鳥取県日野郡日野町野田332 日野病院組合日野病院

2. 入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 次のア～カのいずれかに該当があった後2年間を経過しない者、これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。

ア. 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたもの。

イ. 公正な競争の執行を妨げたもの又は、公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者。

ウ. 入札者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げた者。

エ. 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。

オ. 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。

カ. 上記のア～オのいずれかに該当する事実があった者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者。

(3) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを求めに応じて速やかに提供できる者であること。

(4) 入札の日において、国または地方公共団体から指名停止の措置を受けていない者であること。

3. 入札手続等

- (1) 入札書の提出場所、入札に関する問い合わせ先
〒689-4504 鳥取県日野郡日野町野田 332
日野病院組合日野病院総務課 担当 矢田貝
電話：0859-72-0351 FAX：0859-72-0089
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
令和6年7月29日（月）午前10時
日野病院 第2会議室
- (3) 郵便等による入札
不可とする。

4. 入札方法等

- (1) 入札者は、調達物品の本体のほか、運送費、保険料、関税、据付工事費、稼動させるための設備改修費及び仕様書等に規定するもの等納入に要する一切の諸経費を含め金額を見積るものとする。また入札者は、消費税に課税事業者であるか、非課税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 予定価格以内の入札がないときは、予定価格以内の価格に達するまで、再度入札を1回のみ行う。
- (3) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (4) 代理人に入札書を提出させるときは、必ず委任状を提出しなければならない。
- (5) 入札書及び委任状の宛名は「日野病院組合管理者 塔田 淳一」とすること。
- (6) 入札者は、いったん提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。
- (7) 入札後、本件公告、基本仕様書並びにこの入札説明書等の不知又は不明を理由として、意義を申し立てるることはできない。

5. 入札の無効

- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者の入札
- (2) 入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札
- (3) 他の入札者の代理人を兼ねた者、又は2人以上の入札者の代理をした者の入札
- (4) 委任状のない代理人の入札
- (5) 入札に関して不正のあった者の入札
- (6) 記名押印のない入札書による入札
- (7) 入札書の金額、氏名、印影、その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札
- (8) 協定、会計法令、財務規定、会計規則、特例規則、本件公告及びこの入札説明書に違反した入札

6. 落札者の決定

本入札説明書に従い入札書を提出したものであって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、再入札を行った場合でも落札者がない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により最低価格入札者と交渉を行うものとする。

7. 契約

(1) 契約する者

鳥取県日野郡日野町野田332

日野病院組合日野病院

管理者 塔田 淳一

(2) 契約担当部署

日野病院 総務課

(3) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 手続における交渉の有無

無

温冷配膳車仕様書

1 調達物品名及び調達数量

1－1 温冷配膳車 1台

【専用食札ホルダ：32枚 専用トレイ(仕切トレイ)：32枚 を含める】

2 外形寸法及び電気規格

2－1 外形寸法は幅1400×奥行780×高さ1600mm以下であること。

2－2 電源は三相200Vであること。

2－3 消費電力は2.3kW以下であること。

3 性能及び機能

3－1 専用トレイの収納方式は、温冷差し替え可能なリバーシブル方式であること。

3－2 仕切トレイ及びフラットトレイのどちらも使用することができる。

3－3 専用トレイは、32膳収納できること。

3－4 庫内配列は、温冷冷温配列であること。

3－5 停車時に使用する本体固定用のストッパー・ペダル付きのものであること。

3－6 機器本体の片側にハンドブレーキ付きのものであること。

3－7 庫内は水洗いが可能であること。

3－8 温度調節は、冷蔵側5～30℃、温蔵側40～80℃の調節が可能であること。

3－9 本体を保護する上下及びコーナーバンパーが付いていること。

3－10 扇パッキンには防カビ剤を配合していること。

3－11 既存の電源設備が使用可能であること。

4 保守及び保証等について

4－1 アフターサービス・メンテナンスの体制が整っていること。

4－2 故障発生時には技術者を派遣し修理に対応できる体制が整っていること。

4－3 納入から一年間のメーカー保証あるいは落札業者保証を付随すること。

4－4 納入時には取扱説明書を備え利用予定者に対して使用説明を実施すること。

5 据付・調整について

5－1 運搬及び搬入据付調整試運転等を含めること。

5－2 据付工事に必要な雑材料は落札者において必要数準備すること。

5－3 据付調整完了後は養生材の撤去ならびに物品搬入経路等の清掃を行うこと。

5－4 製品梱包材、養生材は落札者の責任において持ち帰り処分すること。

5－5 調整のため配線工事、配管工事等を必要とする場合は据付業者が経費を負担すること。

5－6 据付及び調整などの不明な点については、別途係員の指示によること。

6 その他について

6－1 既設機器の撤去及び引取処分を含めること。

6－2 撤去する機器は、法令に基づいた適正な廃棄処理処分を行うこと。

(フロンガスの回収及び破壊処理等も含む)